

(お知らせ)



令和2年3月27日  
子ども若者はぐくみ局  
担当 はぐくみ創造推進室  
TEL : 251-8993

## 電柱幕の設置について(児童の移動経路に係る安全対策)

京都市では、昨年5月8日に滋賀県大津市で発生した保育園児等を巻き込む交通事故を踏まえ、各施設や京都府警察の御協力のもと、児童が散歩などで日常的に利用する移動経路の安全点検と、交通安全対策が必要な箇所の抽出を行ってきました。

この度、子どもたちの交通安全を守るために、特に注意が必要な場所として抽出した箇所について、車のドライバー等への注意喚起のための電柱幕を設置しますので、お知らせします。

京都市では引き続き、児童の移動経路の安全点検を行い、ハード・ソフト両面での交通安全対策に万全を期して取り組んでまいりますので、市民の皆様におかれても、大切な子どもたちを交通事故から守るために、安全運転や地域での見守りなど、御協力をお願いします。

### 記

#### 1 デザイン

(縦 910mm × 横 420mm)



※細い柱等に設置するため、縦 800mm × 横 300mm の電柱幕も作成しています。

#### 2 設置目的

車両のドライバー等に対して、子どもが日常的に利用し、特に注意が必要な場所であることを知らせることにより、大切な子どもたちを交通事故から守る。

#### 3 設置場所

保育園等の各施設から危険が想定される箇所として報告いただいた箇所のうち、交通安全対策が必要な箇所として抽出した市内1, 027箇所(※)

※ 各箇所の状況に応じて設置します。

#### 4 「子どもの交通安全強化スポット」とは

交通安全対策が必要な全ての箇所(=子どもたちの交通安全を守るために特に注意が必要な場所)を「子どもの交通安全強化スポット」に指定します。原則、全箇所に電柱幕を設置したうえで、各箇所の状況に応じて、実施可能な交通安全対策(防護柵や区画線の設置など)も行います。

今後も継続的に児童の移動経路の安全点検を行い、「3」の箇所以外で対応が必要と考えられる箇所についてもスポットに追加し、対策を検討します。

#### 5 設置日

令和2年3月27日(金)以降、順次設置します。